

解 約 通 知

年 月 日

(貸主又は管理業者) 株式会社 丸正池田 殿

このたび、次のとおり賃貸借契約を解約し、住宅を退去しますので、お届けします。
ご注意： 賃貸借契約書の契約解約条項に基づいた予告期間が必要です。

| | | | |
|---|--|-------|---------------------------------------|
| 退去する物件名 | | 号室 | 号室 |
| 退去理由 | <input type="checkbox"/> 転勤・転職 <input type="checkbox"/> 住み替え <input type="checkbox"/> 不満 () | | |
| | <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 転居・移転先 <small>※書類等を送付する際の住所をご記入下さい</small> | 〒 - | | 号室 |
| | (物件名等) | | |
| 敷金返還先 | 銀行 信用金庫 信用組合 農協 | 支店 | 1. 普通 口座番号 2. 当座 フリガナ 口座名義 |
| 立会確認希望日時 | 年 月 日 時 | 契約解約日 | 年 月 日 |
| 契約者名 <small>※法人契約の場合は、法人名をご記入下さい</small> | | 連絡先 | <small>※法人契約の場合はご担当者名までご記入下さい</small> |

《本通知書作成にあたってのご注意とお願い》

- ① 退去 (明渡し) 退去は、住宅を明渡し、鍵を返還されたときに完了したものと認定します。
なお、鍵の返還以降は、契約解約日以前でも住宅の使用はできません。
- ② 賃料等 契約解約日以前に住宅を退去されても、契約解約日までの賃料が発生致します。
- ③ 電気・ガス・水道料金等 電気、ガス、水道、固定電話、保険の解約手続きはご本人様で行っていただき、必ず退去日までの料金を精算してください。
- ④ 立会確認 退去者様お立会いの上、住宅の修繕箇所及び負担箇所の確認を行います。
- ⑤ 敷金等の精算 賃料、修繕費、諸費用、損害金等の債務を控除した残額をご指定の口座にお振込みし、不足が出た場合には追って請求いたします。
後日お送りいたします解約精算書にてご確認ください。

解 約 連 絡 先

| | | | |
|------------|----------------|---------------|----------------|
| ライフカード | : 045-914-7003 | 全管協火災保険 | : 0120-208-001 |
| 伊藤忠 eコトでんき | : 011-777-1150 | 安心入居サポート(JBR) | : 0120-731-365 |

以 下 管 理 会 社 記 入 欄

| | | | |
|--------|-------|----------|-------|
| 解約受付日 | 年 月 日 | 契約始期日 | 年 月 日 |
| | | 契約終了年月日 | 年 月 日 |
| 退去立会日時 | 年 月 日 | 午前 午後 | 担当者名 |

《解約受付店舗》 株式会社丸正池田 ピタットハウス帯広店

FAX : 0155-37-2417 TEL : 0155-37-2317

※ 本解約通知をFAXにてご提出の方は、行き違い防止のため電話にて到着確認をお願いします。